

6 減災対策

6-1 浸水が想定される区域の指定

県は、県が管理する河川について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、市は、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

県は、浸水想定区域図を関係市に通知し、市は、防災マップの作成・周知を行う。

浸水が想定される区域の指定に関する取組（1/2）

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害・避難に関する情報を把握するよう努める。 ・ また、自らの安全を確保するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ CG ハザードマップの整備を進め、県民への情報提供を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して情報提供を行うとともに、想定最大規模降雨^{※1}による洪水浸水想定区域を追加して、CG ハザードマップの充実を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに水位周知河川（竹田川）など全ての県管理河川で河川の計画の基本となる降雨での浸水想定区域及び過去の浸水実績情報を CG ハザードマップに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法及び水防法の平成 27 年改正を受けて、洪水予報河川^{※2}及び水位周知河川^{※3}において想定し得る最大規模の洪水に対応した浸水想定区域を作成する。併せて、今後も洪水時家屋倒壊危険ゾーン^{※4}を設定することにより、市が行う避難勧告の水平避難・垂直避難の絞り込み等に資する。 ・ 平成 34 年度までに竹田川等の水位周知河川において想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を目標とし、その他全ての県管理河川についても順次作成する。

※ 1） 想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）：平成 27 年の水防法等の一部改正により加わった考え方による、従来の「計画規模の降雨（河川整備の目標とする降雨）」より規模の大きな降雨量であり、過去に観測された最大の降雨量等から求められる想定し得る最大規模の降雨量。

想定最大規模降雨の降雨量は、当該河川における降雨だけでなく近隣の河川等でも同じように発生すると考え、日本の降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定することを基本としており、水防法に係る国土交通省令で定める地域別、面積及び降雨継続時間別の基準等から求められる当該域での想定し得る最大規模の降雨量。これが年超過確率 1/1000 程度の降雨量を下回る場合は、年超過確率 1/1000 程度の降雨量を想定し得る最大規模の降雨量とする。なお、従来の計画規模の降雨（河川整備の目標とする降雨）の場合、竹田川流域圏では年超過確率 1/30～1/100 程度となる。

※ 2） 洪水予報河川：流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害が生ずるおそれがあるものとして、水防法に基づき指定された河川で、洪水のおそれのあるときは、水位や流量を示した洪水予報が発表される。（県内では、加古川や武庫川などの河川が指定されている）

※ 3） 水位周知河川：洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害が生ずるおそれがあるものとして、水防法に基づき指定された河川で、洪水特別計画水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して周知等される。（県内では、竹田川や篠山川などの河川が指定されている）

※ 4） 洪水時家屋倒壊危険ゾーン：想定し得る最大規模の降雨が降り、堤防が決壊等した場合に、建物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域

浸水が想定される区域の指定に関する取組 (2/2)

対象市域	実施主体	これまでの取り組み	今後の取り組み
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年に作成した「丹波市防災マップ」を平成 28 年度に更新し、平成 29 年度に全戸配布した（平成 26 年 8 月丹波市豪雨災害での実績浸水深、土砂等流出箇所、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）などを追加表示） 市の防災マップを参考として自治会毎に洪水浸水想定区域や危険箇所、避難経路、市民に伝え引き継ぐこと等を示すハザードマップの作成を実施している。 平成 26 年 8 月丹波市豪雨災害の被害状況や復旧の記録等を伝えるため、災害復旧した現地にパネルを設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成したハザードマップに基づいた避難訓練等を通じて検証を進めると共に定期的にマップ更新を促進する。 WebGIS の導入を検討し、消防団や自主防災組織などとの連携、道路の不通状況や水位の状況など、現場の新鮮な情報を瞬時に収集・伝達する効果について、研究を進める。 平成 16 年の台風 23 号による災害を教訓とし、その適正な情報管理と啓発活動への活用、市民への周知徹底による後世への継承を図るとともに、災害の未然防止対策を確立し、市民への周知を図る。 水害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。 想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された場合は、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会での防災マップづくりにおいて、浸水実績を浸水想定と併せて表記することにより、過去の浸水被害を将来へ引き継ぐことをおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の取組を全自治会に広げている。
		<ul style="list-style-type: none"> 自治会での防災マップづくりの中での防災学習会において、浸水被害の恐ろしさをビデオ等でわかりやすく説明し、認識させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域や避難に必要な事項等を県民に周知するため、「篠山市防災マップ」を平成 24 年に作成・配布し、平成 28 年 4 月に更新・全戸配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、県と協力してこの防災マップを用いた研修会等を実施して県民の被害軽減に努める。 想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された場合は、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。
		<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から「いのちを守る防災マップづくり事業」の中で各自治会ごとのマップを順次作成しており、県民自らの判断で避難できる体制づくりを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。

6-1-1 浸水想定区域図等の作成、周知

県は、全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図を作成することとしており、これまでに水位周知河川（竹田川）など全ての県管理河川で河川の計画の基本となる降雨での浸水想定区域を示してきたが、水防法の改正を受け、想定し得る最大規模降雨での洪水浸水想定区域についても作成していく。すでに作成済の浸水想定区域図についても、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更など必要と認められる場合には適宜見直しを図るとともに、市に提供する。

また、洪水浸水想定区域図及び過去の浸水実績情報を「兵庫県 CG ハザードマップ※）（地域の風水害対策情報）」に掲載し、県民への周知に努める。



CG ハザードマップ（丹波市市島町付近） 出典：県 HP より

※）CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がよりの確に行動できることを目指して、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所など）や避難に必要な情報などを記載した「CG ハザードマップ」を作成し、平成 17 年 8 月から県のホームページで公開している。

6-1-2 防災マップの作成・配布

市は、県から提供された「洪水浸水想定区域図」や「土砂災害警戒区域図」などをもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「防災マップ」を作成・配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。

また、県は、市における防災マップの作成が円滑に行われるよう、情報提供等の支援を行うことを検討する。

県はCGハザードマップで整備してきた情報を今後も継続して公開していくが、市はこれらの活用方法について検討し活用する。また、内容については適宜見直す（平成23年度には、平成23年台風12号及び15号の浸水実績等、市からの提供情報を反映）とともに、より県民理解を高める他の方法を検討する。

6-1-3 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市は、過去の災害を忘れないために、実績浸水深を公共施設等に明示することに努めるとともに、浸水実績がない、あるいは不明の場合には想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージするための一助とする。

県及び市は、地先での実績浸水深あるいは想定浸水深の簡易な表示方法についても今後検討していく。

また、防災マップを活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、県民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。

6-2 県民の情報の把握

行政の「知らせる努力」と、地域の県民の「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることから、県民は、県や市から発信される防災情報を把握し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

県及び市は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、県民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット[※]」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。



防災ネットから届く、各種情報メールのサンプルを掲載しております。

<p>神戸市から緊急情報が配信されました。</p> <p>【送信時間】 2008-06-15 09:00:00</p> <p>【タイトル】 神戸市〇〇区〇〇地区に避難勧告が発令されました</p> <p>詳細は下記のアドレスをクリックしてください。</p> <p>http://bosai.net/*****</p>	<p>10月16日 14時00分</p> <p>兵庫県気象警報情報が発表されました。</p> <p><警報発令> *印は新たに発令された警報を示します。 神戸市:大雨 洪水 波浪* 尼崎市:大雨 洪水 波浪*</p> <p><警報解除> 西宮市:暴風 芦屋市:暴風</p> <p>以上の発表がありました。 河川の増水にご注意ください。</p>	<p>9月30日 08時0分</p> <p>津波情報(津波予報)が発表されました。</p> <p>淡路島南部に津波注意報が発表されました。</p>
--	---	---

ひょうご防災ネットのイメージ

出典：防災ネットPC版HPより

※) ひょうご防災ネット：ラジオ関西が構築した携帯ホームページネットワークで、携帯電話のメール機能を利用して、気象警報や河川情報、避難情報、災害情報等の緊急情報を登録者に直接配信システム。(ひょうご防災ネット URL <http://bosai.net/>、PC 版 URL : <http://bosai.net/regist/>)

各種防災情報の入手方法の啓発に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害・避難に関する情報を把握するよう努めている。 ・ また、自らそれぞれの安全を確保するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話のメール機能、ホームページの機能を利用して、県民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」を提供している。 ・ CGハザードマップの活用などの出前講座を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・ 今後も継続して実施する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から自治会長等を対象に、パソコンを用いてCGハザードマップの活用方法を学習する「防災情報活用研修会」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「丹波市防災メール」の登録推進として、幼小中学校（保護者宛通知）、市広報やホームページへの掲載や、各種防災訓練でちらし配布を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の伝達手段である防災行政無線、有線放送等による迅速な伝達につとめている。 ・ 「デカンショ防災ネットメール」への登録促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。

6-3 防災情報の伝達

県は、水防活動や避難行動が的確に行われるように、水防情報など必要な情報の伝達体制を維持、充実するとともに、適切に関係する市等へ情報伝達を行う。また、雨量や河川水位などの情報を県のホームページ等で発信する。

市は、地域防災計画への反映やフェニックス防災システム端末の増設など、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。また、県民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。

県民は、情報を把握するとともに、自らの安全の確保に努める。

避難情報等の伝達に関する取組 (1/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努めている。 ・ 他の地域の県民に、把握した情報を提供するよう努めている。 ・ 自らの安全を確保するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県ホームページや地上デジタル放送等を通じて情報発信 ・ 河川監視カメラによりリアルタイムの河川情報をホームページを通じ情報発信 ・ 水防活動を支援するため、氾濫予測情報等を市等の防災機関へ情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の平成26年改定を受けて、氾濫危険水位を実際に危険箇所が越水するまでに避難完了できる水位に見直し、平成29年度から運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も必要に応じ見直しを継続する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年出水期までにホットライン^{※1}を構築している。 ・ 平成29年出水期までに水害対応タイムライン（避難勧告発令型）^{※2}を作成している。 ・ この他、毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、出水期前に開催している水防連絡会等を通じホットラインの連絡体制を確認する。 ・ 毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用して水害対応タイムラインを検証する。 ・ 今後も継続して実施する。

避難情報等の伝達に関する取組 (2/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・既に市内全域に同報系防災行政無線設備（戸別受信機含む）が整備済みであるが、デジタル化基本計画に基づき計画的にデジタル化に向けた設備更新を行ってきている。 ・TVのデータ放送や市のホームページを使用して災害情報を提供している。 ・消防団員（水防団員）には水防警報等（火災指令含む）を含む独立したメール配信のしくみを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度までに、デジタル化に対応した戸別受信機等含めた設備更新を図る。 ・文字情報による情報配信を今後も継続する。 ・災害時の電話利用が著しく困難な場合に対処する非常通信体制の整備充実に努める。 ・平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。 ・消防団員（水防団員）へのメール配信については今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地域内の各戸には防災行政無線を設置済である。 ・水害を想定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の緊急情報システムの統合化に向けた検討を行う。 ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、兵庫県の新ガイドラインを参考に内容を見直していく。

※1) ホットライン：洪水時において、河川管理者が市町長等へ直接河川情報を伝達する手段のことを言い、市町長が避難勧告等の発令を判断するための支援として有効な取組である。

※2) 水害対応タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害発生時に発生する状況を予め想定し共有した上で「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列的に整理した計画である。

6-3-1 雨量・水位情報

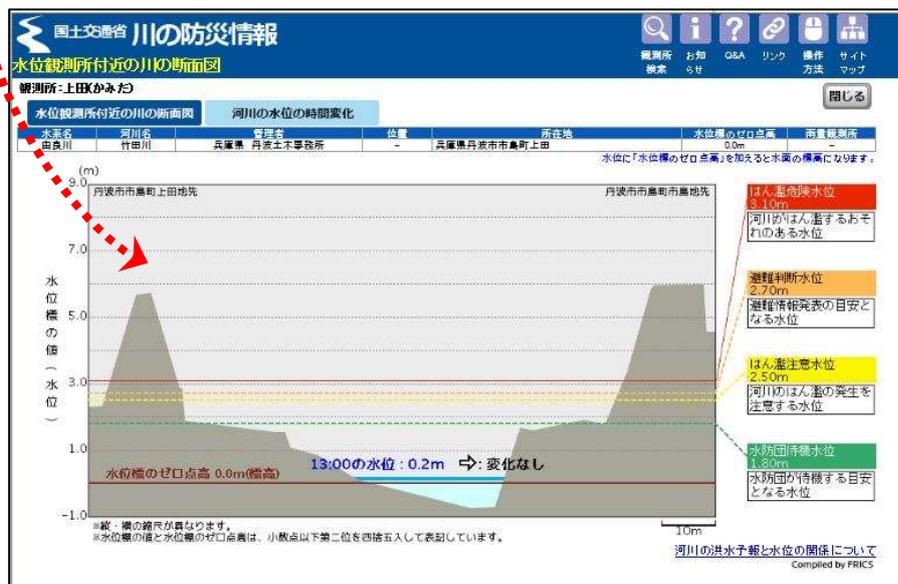
県は、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県のホームページ「兵庫県 CG ハザードマップ(地域の風水害対策情報)」や、地上デジタル放送等を通じて発信する。



兵庫県CGハザードマップ

URL : <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

クリックすると県内各地の雨量、河川水位が見られます。



河川水位のリアルタイム観測情報例 (川の防災情報)

6-3-2 河川監視画像（インターネット・ケーブルテレビ）

洪水により甚大な被害が予想される個所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部などに河川監視カメラを設置しその画像を県民や市へ配信しリアルタイムに河川情報を提供することにより早期警戒避難を支援する。

現在、計画地域には、丹波市市島町上田に1箇所整備されている。

The screenshot displays the '兵庫県 河川監視システム' (Hyogo River Monitoring System) interface. On the left, there is a navigation menu with options like '地図画面' (Map View), '防災カメラ一覧' (List of Disaster Cameras), and '全カメラ画面' (All Camera Views). The main map area shows the '丹波土木事務所' (Tanba District Office) jurisdiction, with several river monitoring points highlighted in red, including '竹田川(上田)' (Takeda River, Ueda). On the right, a detailed view of the '上田 (丹波市島町上田)' monitoring point is shown. It includes a live video feed of a bridge over the river, a '水位表' (Water Level Gauge) showing a current level of 4.42m, and a table of recent water level measurements.

月/日時:分	水位 (m)
10/27 13:00	-0.12
10/27 12:00	-0.12
10/27 11:00	-0.09
10/27 10:00	-0.09
10/27 09:00	-0.08
10/27 08:00	-0.08
10/27 07:00	-0.08
10/27 06:00	-0.08
10/27 05:00	-0.07
10/27 04:00	-0.07
10/27 03:00	-0.07
10/27 02:00	-0.07

兵庫県河川監視システム

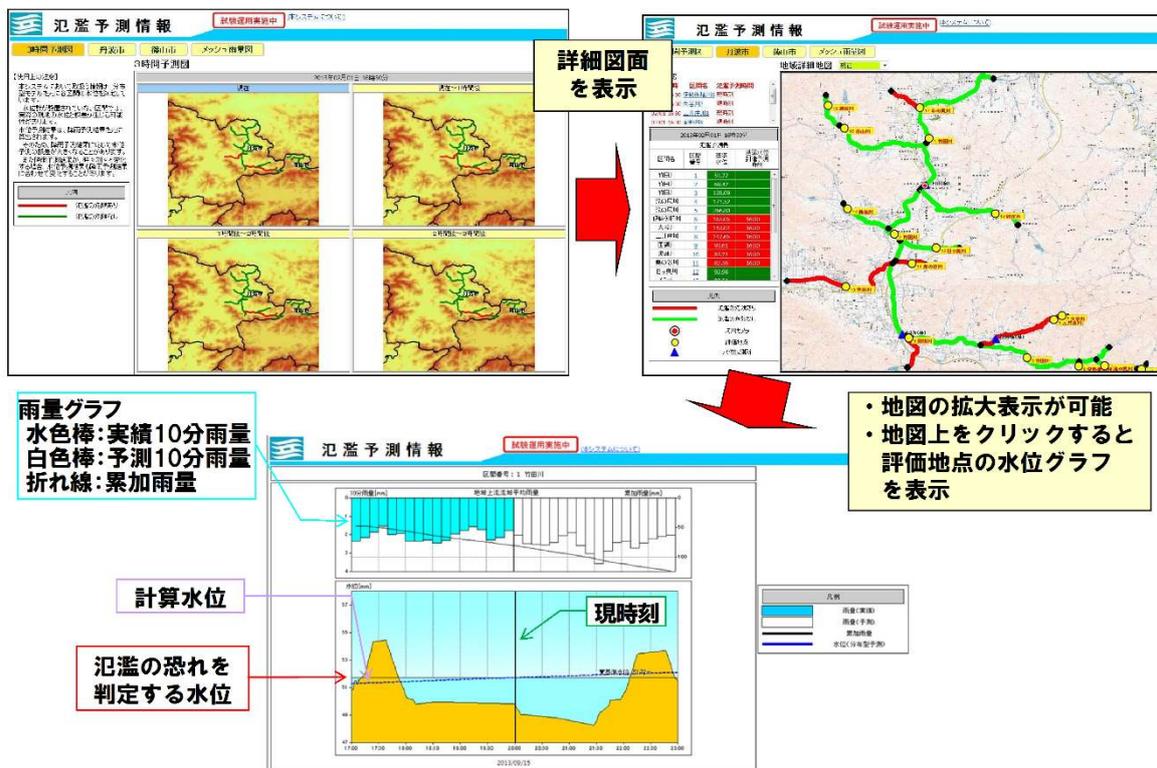
URL : <http://www.rivercam.info/tanba/>

6-3-3 氾濫予測情報

県は、市が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として「フェニックス防災システム^{※)}」を通じ、氾濫予測情報等を市等の防災関係機関に提供している。

「氾濫予測システム」は、気象庁の降雨予測データをもとに氾濫のおそれの有無を判定するものである。具体には、数キロ毎に分割された各区間の代表断面の1,2,3時間後水位が氾濫危険水位相当に達すると予測されると赤く表示される。これにより、避難勧告等を発令する範囲をある程度特定することが可能になるなど、市の避難判断を支援する。

市は、フェニックス防災システムを通じて、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。



氾濫予測の例

※) フェニックス防災システム：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。なお、フェニックス防災システムは防災端末での閲覧となるため一般には公表はされていない。

6-3-4 防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、市ホームページ等

市は、県民が避難行動等を適切に判断できるよう、詳しくわかりやすい気象情報や避難勧告・避難指示等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット放送局「ひょうごチャンネル」、市のホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。

6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

県及び市は、防災リーダーの育成や防災マップの作成など、県民が浸水被害対策の重要性等を認識できる機会を提供する。

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、自主防災組織[※]等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取組を進める。

6-4-1 人材の育成、防災教育の推進

県及び市は、県民、企業、NPO 等の団体が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座や防災に関する出前講座等を実施し、防災の担い手の育成に努める。

また、学校等の教育機関等と連携して防災教育の推進に努める。

受講者募集

平成29年度 ひょうご防災リーダー講座

この講座は、地域防災の担い手となるリーダーの養成講座です！！
今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、
より実戦的な防災講座を開講します

我々は、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大災害を決して忘れてはならない！！

<p>1995年1月17日(火)午前5時46分 阪神・淡路大震災 発生</p> 	<p>2011年3月11日(金)午後2時46分 東日本大震災 発生</p> 
---	--

2016年4月14日(木)午後9時26分
熊本地震 発生



募集・申込み締切
平成29年9月28日 必着

兵庫県

ひょうご防災リーダー講座

人材育成に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度から地域防災力の向上をねらいとして、県広域防災センターにおいて「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材の育成に努めている。 ・丹波地域では、平成 24 年度・平成 28 年度に「丹波地域ひょうご防災リーダー講座」を開催。また平成 25 年度から毎年、同リーダー等のフォローアップ講座を開催し、地域における防災の担い手の更なる育成に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業、NPO 等様々な主体の防災の担い手を育成するため、今後も継続して実施する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等へ防災教育等に関する出前講座などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。 ・県は小学校の防災教育等に活用できる、総合治水を題材とした映像ソフトを制作して小学校へ提供する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災リーダー講座受講時のテキスト代を補助すると共に、自主防災組織から推薦され講座受講された場合は、交通費等の費用の一部を助成している。（自主防災組織育成助成） ・講座受講者で構成される「丹波市防災会」（任意団体）への加入推進を図り、受講後におけるスキルアップ研修等の機会を創出するしている。 ・小中学生を対象とした丹波市防災副教材「心つなぐ」を作成し防災教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災リーダー講座受講に係るテキスト代及び防災士資格取得に係る費用の一部を補助することで、地域防災リーダーを育成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。

6-4-2 研修の充実

県及び市は、行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。

また、県及び市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。

研修の充実に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づく職員行動マニュアルを作成し、初動時の役割を明確にする等、迅速な災害対応を行えるように努めている。 ・災害発生時の初動時に、迅速かつ的確に対応できるよう災害対策地方本部設置訓練を実施し、災害対応能力の向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、災害対策本部等における職員配備表の作成を行った上で、職員災害時初動マニュアルを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容の充実を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上を図り、防災専門職員の養成に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定めている項目等を職員に分かりやすくコンパクトにまとめた防災対策マニュアルを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容の充実を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する講習会・講演会を実施するとともに、関係機関等が開催する研修等への積極的な参加を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。

6-4-3 自主防災組織の結成推進や活性化

市は、計画地域の自主防災組織[※]の結成推進や活性化に取り組む。

県は、地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練などの取組を支援する（ひょうご安全の日推進事業助成制度）。

— 1.17は忘れない—「伝える」「備える」「活かす」
震災の経験と教訓を発信する事業を支援します！

ひょうご安全の日推進事業 H29年度 助成事業のご案内



「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、県民グループ、地域団体など県民の皆さんによる、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を発展していく事業を支援します。

平成29年度は、同条例の成立を受けて、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取組みを支援するため、2つの新規事業の創設と実践活動事業の拡充を行いました。

【1】地域事業・全県事業
NPO、ボランティア団体、実行委員会などによる震災の経験や教訓の継承・発信、今後の災害に備えた安全・安心な地域づくりなどの活動に助成します。

募集期間	事業開始月	申請期間
第1期	平成29年4月～平成29年7月	3月1日～3月15日
第2期	平成29年8月～平成29年11月	6月1日～6月15日
第3期	平成29年12月～平成30年3月	9月15日～9月29日

【2】実践活動事業
地域団体や学生グループ、地域団体と連携した学校や企業による実践的な防災訓練、防災学習など次なる災害に備える実践的な活動に助成します。避難行動要支援者の個別計画・地区防災計画・避難所自主運営マニュアルを策定した地域団体には助成の特例があります。

【3】個別計画等策定事業
地域団体による避難行動要支援者の個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定する活動に助成するとともに、計画等策定支援専門家を派遣します。

【4】感震ブレーカー設置・家具固定推進事業
地域団体による避難行動要支援者世帯に対する感震ブレーカーの設置や家具の固定の推進を図る活動に助成します。

【2】～【4】共通

募集期間	事業開始月	申請期間
通年	平成29年4月～平成30年3月 ※【2】（計画等策定済団体の特例のみ）、 【3】及び【4】は平成29年5月～	事業開始*月の前月5日まで 【注意】5日が土日・祝祭日の場合は、 その前日まで *事業開始には、準備期間を含む

お問い合わせ・資料請求先
【ひょうご安全の日推進県民会議事務局】〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県復興支援課内)
TEL(078)362-9984 FAX(078)362-4459
【申請窓口】申請書は事業を実施する地域を所管する県民局、県民センターの防災担当課へ提出してください。

詳しくは、webサイトをご覧ください
ひょうご安全の日推進事業助成金



スマートホンの方は、こちらのQRコードからどうぞ

ひょうご安全の日推進県民会議

ひょうご安全の日推進事業助成制度

※）自主防災組織：災害対策基本法第5条2において規定されている、地域の県民による任意の防災組織である。自分、家族、隣人、自分たちの町を自らが守るといふ県民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である。

自主防災組織の結成推進に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織未設置自治会へは標準規約等を提示し、組織化の促進を行っている。（組織率 77%、230 組織） 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動支援、維持に今後も取り組む。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全 261 の自治会を自主防災組織として位置づけ、災害時の円滑な防災活動の推進のため、災害の少ないまちづくりを目指し、各自治会で取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会が主体的に減災活動を行うことができ、災害の少ないまちづくりのため自治会が行う防災訓練や学習会に支援を行う。また、災害時要援護者の避難支援体制の近隣住民同士での構築などに取り組む。

6-4-4 防災マップの一層の利活用と県民の知識の啓発

県及び市は、作成した防災マップの利活用を図り、県民が被害に遭わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。

市は、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域の県民自らの手で地図に記載するマップの導入を推進する。



手作りによるマップの作成状況(丹波市春日地区)

防災マップの一層の利活用と県民の知識の啓発に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や総合治水に関する知識や取組について、広報誌やイベント等を通じ啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波市防災マップの記載情報を基に、平成22年度から自治会毎の手づくりによるハザードマップを作成（H25.6末で市内全自治会のマップ作成が完了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にマップ更新を行っていくように指導を行う。（更新支援） ・随時、県民からの意見や情報を加筆していくように指導を行う。 ・作成したハザードマップの検証作業を含む風水害を想定した避難訓練の実施促進。（訓練計画の提示）
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会毎の防災マップを作成（H25.3末で計画地域内のマップ作成が完了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、他地域へ拡大するとともに作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。 ・地区別の防災マップの作成後、一枚の防災マップにまとめ、全ての情報が載ったマップを自治会の世帯数に相当する枚数を提供する。 ・自治体がまとめたマップを基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資器材の点検を行う。

6-5 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、浸水による被害の発生にかかる情報の伝達を適切に行うことができる体制を整備しておく必要が重要である。

市は、洪水時には各市が定める水防計画に基づき、水防活動を行うこととなるが、少子高齢化や過疎化により水防体制の弱体化が懸念されることから、災害モニター制度の活用などにより情報収集に努めるとともに、河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくりに努める必要がある。

また、計画地域が超高齢社会[※])であることや豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、避難所への避難経路の設定に際しては、危険箇所を避けて設定するとともに、一律に指定避難所へ避難するのではなく、垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を整備することが重要である。

計画地域の関係市における 65 歳以上の割合

市名	65 歳以上の割合 (%)	
	2010 年度	2015 年度
丹波市	28.8%	32.3%
篠山市	28.6%	32.6%

(平成22、27年国勢調査より)

※) 超高齢社会：高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%を超える社会をいう。

6-5-1 水防活動への支援

水防活動への支援に関する取組の推進に取り組む。

水防活動への支援に関する取組み

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市、関係機関による水防連絡会での情報共有や連携強化、県水防計画の点検見直しなど、水防活動に備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織が実施する防災訓練に年間延べ100回程度（休日、夜間に関わらず）の出前訓練等（各種防災講話を含む）を実施している。 ・ 自主防災組織における備蓄資機材等の購入費助成を行っている。（年1回、補助率8/10、80,000円上限） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。 ・ 丹波市防災会（H24.6設置/任意団体）の協力を得て自主防災組織の防災訓練支援を行う。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行うなど、自助に関わる活動に対して積極的に支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も地域の防災訓練時には防災物資の無償提供などの支援を行う。 ・ 自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域県民の参加に努める。 ・ 自主防災組織における自主防災計画の策定を推進・支援するため、「自主防災計画作成指針」を作成する。

6-5-2 広域的な避難を含めた避難先の指定等

県は、県民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。市は、隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互に活用することについて検討を進める。また、市は避難経路等を屋外に表示し、県民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。

現在、計画地域には避難所が37箇所存在する。なお、避難所には、それぞれの目的に応じた種別があることを踏まえ、減災対策に取り組む。

避難所施設数

市名	施設数
丹波市	34
篠山市	3

広域的な避難を含めた避難先の指定等に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 市における避難所の管理・運営や対策の充実を支援するため、県では避難所管理運営指針(平成13年3月策定、平成25年度改訂)の改訂等を行っている。 災害発生時の避難所等におけるトイレ対策の手引き(平成26年4月)を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組む。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市指定の避難所については、丹波市防災マップ(各戸配布)で周知した上で、自治会毎に作成する手づくりハザードマップでは、自治会毎に任意で設置する一次避難所へ、市からの避難勧告等に関わらず自治会独自に決めたルールに基づき自主避難が行われるように周知している。 平成28年度に緊急避難所の指定及び避難所の見直しを実施 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 府県を越えた近隣市町間での相互応援体制を構築できるように協議を継続 避難所の見直しに伴った看板の更新 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を継続的に確認、検討
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の入り口に避難所表示看板を多言語で設置している。 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を継続的に確認、検討

6-5-3 共助の取組の推進

市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で県民同士が助け合う取組の推進に努める。

また、計画地域内には、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設が複数点在しており、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう施設管理者に促すなど、取組を推進する。

共助の取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の県民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努めている。 その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 市や地域における災害時要援護者の取組を進めるため、災害時要援護者支援指針（平成29年9月改訂）などの作成、改訂を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組む。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から災害時要援護者避難支援制度に取り組み、現在1,500人程度の個別避難支援計画を作成済み（自治会への手挙げ申し出制度） 毎年、既登録者における状態変更等による更新作業と新規登録推進を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正内容に基づき、要援護者台帳整備に努め、制度の充実を図る。 一人ひとりの災害時要援護者に対し、複数の避難支援者等を定めるなどの避難支援計画の作成に努める。 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を促す。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者台帳を作成し、地域で要援護者の避難支援を行える体制づくりの構築に向けて取り組んでいる。（約750人の個別避難支援計画作成済） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から要援護者ごとの個別支援計画を策定し、左記の避難支援の体制を強固なものにするための取組を進めている。 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を促す。

6-5-4 協定締結に関する取組

大規模水害時には、各市だけでの復旧は困難であり、国、県、市等に応援要請を行うことが必要となる。このため、市は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう平時から応援協定の締結や民間事業者等との幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

民間事業者等との協定締結に関する取組

対象市域	実施主体	現在のこれまでの取組	今後の取組
丹波市・篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 5 月に京都府 4 市 1 町（福知山市・綾部市・亀岡市・南丹市・京丹波町）と兵庫県 2 市（篠山市・丹波市）で構成する大丹波連携推進協議会の枠組みを生かして、府県域を超えた災害時相互応援協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の社会福祉施設等と協定を結び、災害時要援護者の緊急時一時避難受入をお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き協定の継続を行う。 新規設置施設への協定締結に向けての協議 地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から市内の店舗、工場、事業所やボランティア団体等との防災協力体制を構築するため、独自に平成 18 年度に「篠山市防災協力事業所登録制度」を創設し、官民一体となって地域防災力の向上に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「篠山市防災協力事業所登録制度」が災害時に活かされるよう、登録事業所の充実、市民への公表、連携強化を行う。 民間事業所等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓蒙活動に備える。

6-6 訓練の実施

県及び市や防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県及び市は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

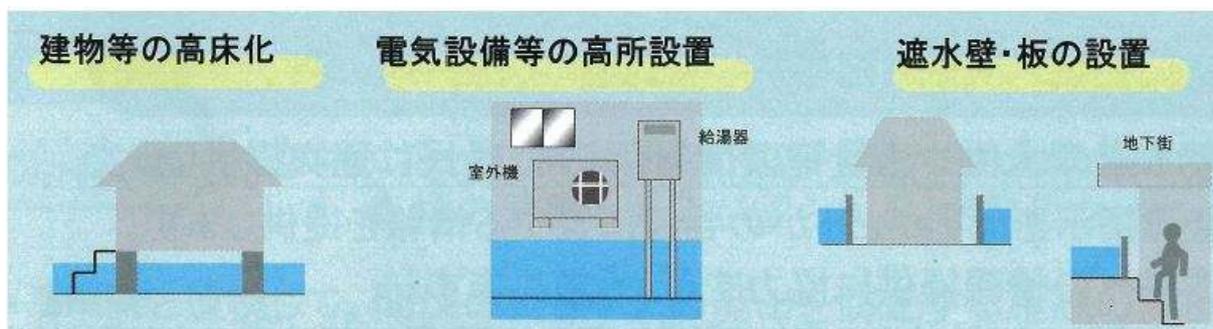
情報共有と防災訓練の実施に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 毎年増水期前に県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し連携強化に努める。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、自治会を母体とする自主防災組織が実施する防災訓練を継続して支援し、その中で風水害等を想定した避難訓練、水防訓練等を実施している。また、毎年2月頃には、小学校区を対象とした総合防災訓練も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、水害と土砂災害を想定した総合防災訓練を実施している。また、地区自治会長会、まちづくり協議会が行っている防災訓練にも支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。

6-7 建物等の耐水機能

県民は、敷地の地形の状況や市が配布する防災マップを確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月、兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。また、県は、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第 45 条）し、指定耐水施設となった建物所有者は耐水機能を備え、維持するよう努める。



耐水機能の主な例

建物等の耐水機能を備えるための取組

対象		これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 県内中小企業等を対象とした浸水対策を含む防災設備促進貸付の融資制度の周知等による推進 	<ul style="list-style-type: none"> 減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
丹波市		—	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、春日庁舎、各支所、消防本部・消防団における浸水防止等の対策 防災拠点施設等の改築計画がある場合は浸水対策について検討する。
篠山市		—	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所がある場合は検討する。

6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が9.4%（平成29年3月31日現在）に対し、計画地域の市の加入率は近年、平成16年、平成21年、平成25年、平成26年と災害が重なり、地域の県民の災害に対する意識が高いこともあり、13.7%と県全体より高い。

今後も、県民は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入に努め、県及び市は加入促進に努める。



区分	住宅再建共済制度		家財再建共済制度	
	加入戸数 (戸)	加入率 (%)	加入戸数 (戸)	加入率 (%)
丹波市※	2,890	14.4	865	4.2
篠山市※	1,724	12.8	506	3.5
合計 (2市)	4,614	13.7	1,371	3.9
全 県	167,028	9.4	51,263	2.5

※計画対象流域外の加入者も含んだ戸数
(平成29年3月31日現在)

浸水による被害からの早期の生活の再建に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の加入促進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口にはパンフレットを配置するとともに、各自主防災組織等が開催する防災訓練等の際に、パンフレット等を配布し、加入を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口にはパンフレットを配置するとともに、自治会長、まちづくり協議会が実施する防災訓練等の際に、パンフレット等を配布し、加入を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県等が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、この共済への加入広報活動に努める。

7 環境の保全と創造への配慮

河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、“安全ですこやかな川づくり”“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、「生物多様性基本法」に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」や「ひょうごの川・自然環境調査[※]」の結果を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

7-1 竹田川流域

7-1-1 動植物の生活環境の保全・再生

沿川は道路、宅地、農地等に利用されているため、河道内に多様性の高い生物の生息・生育環境が限定されている。

このため、河川整備に際しては、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息環境や、全国的にも絶滅の危険が増大しているオグラコウホネ等の植生の生育に配慮するとともに、周辺環境と調和した河川環境の整備と保全を図る。具体には、人工的な改変を極力抑え、河川環境に与える影響が極力小さくなるよう努めるものとし、工事施工に際しても、河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、魚類の産卵場所や生息場所の保全、移動の連続性の確保など良好な自然環境の整備と保全に努めるものとする。



オイカワ



オグラコウホネ

※) 「ひょうごの川・自然環境調査」：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下 14 水系を対象に、平成 14 年度から進めている調査。

7-1-2 良好な景観の保全・創出

竹田川圏域の河川は、良好な親水空間が形成されている竹田川の丹波市市島町の市街地に整備された桜堤や、黒井川の桜並木、また、神秘的な趣をなしている滝の尻川の不動の滝など、地元の人々に親しまれ、安らぎを与えている。

「由良川水系河川環境管理基本計画（平成元年）」において「田園景観と河川景観の調和」がテーマとして位置付けられていることから、地域の豊かな自然と伝統文化、街並み景観等の地域の諸資源を活かしつつ、うるおいとやすらぎに満ちたさわやかな河川空間を保全するとともに、日本のふるさとを思わせる河川景観を保全する。

7-2 その他の河川

7-2-1 人と自然が共存する川づくり

平成8年5月に策定した「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に掲げた、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水の4つの基本理念を踏まえ、「人と自然が共生する川づくり」に取り組む。

4つの基本理念

- ・ 安全ですこやかな川づくり
- ・ 自然の豊かさを感じる川づくり
- ・ 流域の個性や水文化と一体となった川づくり
- ・ 水辺の魅力と快適さを活かした川づくり

7-2-2 河川の総合的な保全と利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現在の河川水の利用状況を踏まえて震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。

河川流域及び関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取組により、流水の正常な機能の維持・改善に努めていく。

河川の水質については、今後も関係機関と連携し、地域住民へ水質改善に関する啓発活動を行う等の施策を推進することにより、さらなる改善が図られるよう、広域的かつ長期的な対応に努める。

今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。

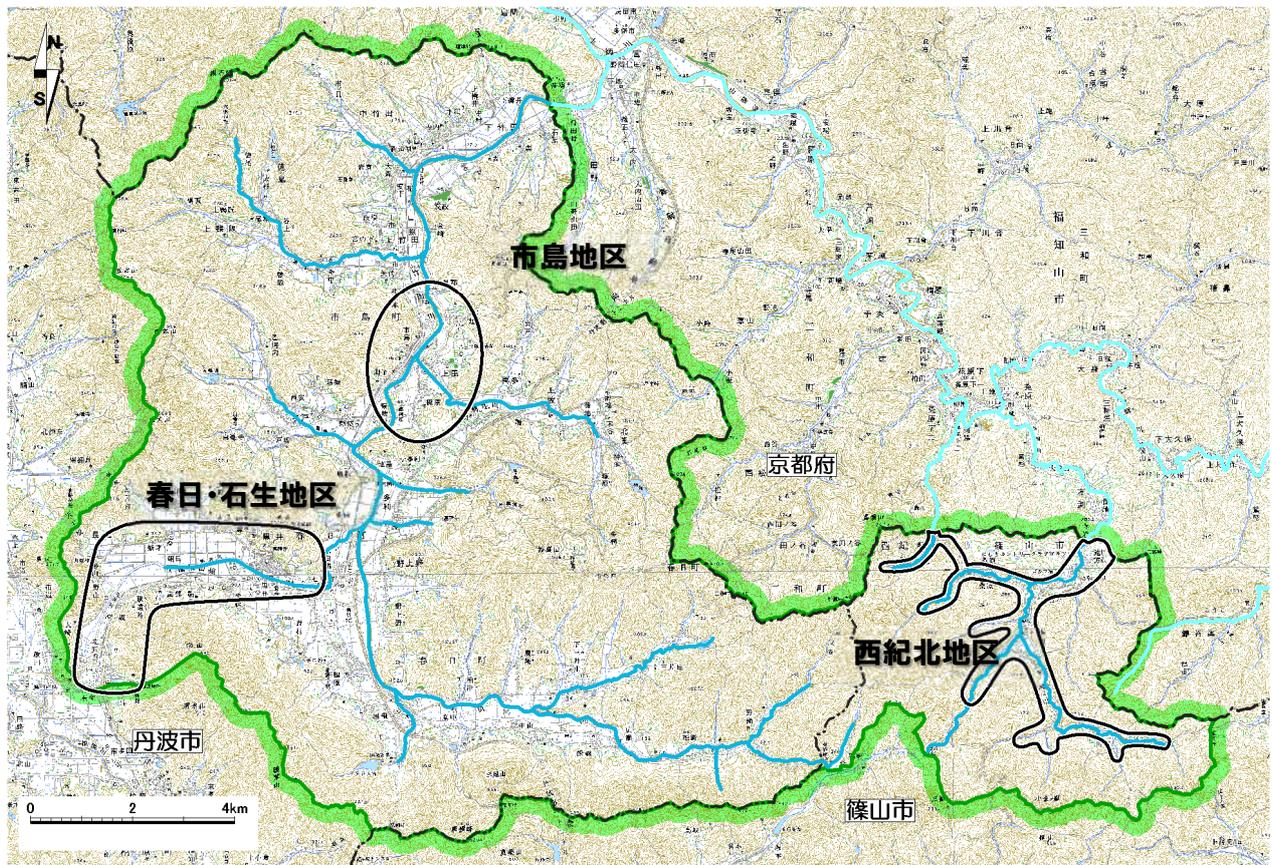
河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。

8 モデル地区での取組

総合治水の取組を長く継続していくためには、県のみならず、市や県民の各主体が総合治水条例の理念や施策の効果を理解するとともに、上下流や組織間の相互連携を密にしていけることが重要である。

このため、計画地域内にモデル地区を設け、先導的な取組事例や効果等の情報発信を行い、推進協議会等を通じて情報共有を図るなど、総合治水の取組への理解を計画地域全体に広げていく。

これまでの浸水実績や取組状況等を踏まえ、流域対策の先導モデルとして丹波市の市島地区と春日・石生^{いそう}地区を、減災対策の先導モデルとして篠山市西紀北地区を選定する。



モデル地区位置図

8-1 流域対策モデル地区での取組

8-1-1 モデル地区の概要

(1) 市島地区

市島地区は、旧市島町の中心部であり、丹波市役所市島支所やライフピアいちじま等の公共公益施設がある。

竹田川右岸側は丹波地域でよく見られる段丘地形であり、河川の近くには水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。国道 175 号バイパスが整備されてからは、その沿道に店舗、工場、住宅などの立地が見られる。

一方、竹田川左岸側は、背後に山が迫る細長い平地に、JR 福知山線、旧国道が川と並走し、市島駅を中心に住宅が比較的密集する土地利用となっている。

河川整備計画にも指摘があるように、竹田川の洪水被害は、台風に起因していることが多く、地形特性上山地流域に降った雨がすぐ平地に流れ込むことから、短時間の降雨量が多い時に氾濫を起こしやすい。平成 16 年の台風 23 号の降雨により、水田地帯だけでなく、一部の住宅地にも浸水被害を受けた。

しかしながら、竹田川の水位が上昇した際には、合流する河川や農業用排水路の排水機能が低下することから、短時間の降雨量が多い時には河川沿いの低地等で内水氾濫が発生しやすい環境にある。左岸側は谷筋毎に小河川が竹田川に流れ込んでいるが、流域面積に比して平地が狭いことから、市街地の浸水防止のための排水ポンプが整備されている。

(2) 春日・石生地区

春日・石生地区のうち JR 黒井駅周辺は、旧春日町の中心部であり、丹波市役所春日庁舎や春日文化ホール等の公共施設がある。

竹田川の支川である黒井川の左岸側・右岸側とも丹波地域でよく見られる段丘地形であり、河川の近くには水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。

黒井川右岸側は、JR 福知山線、国道 175 号が川と並走している。山際の住宅群の下には、小高い丘陵部を走る国道沿いに店舗、工場、住宅などの立地が見られる。

黒井川左岸側には、室町時代から江戸時代初期の黒井城城下町の名残を残す市街地が川と山の間広がっている。右岸側にある黒井駅へ続く市街地がその地域の中心市街地で、住宅、店舗、公共施設などが比較的密集する土地利用となっている。

市街地の少し上流に溯ると左右両岸とも平地部は水田が広がる。水田の中に、左岸側には作業所や住宅が点在するが、水田に比して高い地盤を確保する耐水対策が採られている。右岸側にも市立船城小学校(避難所)が市街地から約 2km 上流の位置にあるが、水田に比して高い地盤がここでも確保されている。なお、黒井川の県管理区間は、船城小学校より下流となっており、これより上流は市管理区間の普通河川である。

黒井川については、昭和 58 年 9 月規模程度の洪水に対し、家屋への浸水を軽減することを目標として、平成 4 年には高龍寺橋～船城橋の間 3,350m において、河道拡幅、河床掘削による河積の拡大が開始されているが、引き続き、河川対策による治水安全度向上を進めていく必要がある。

河川対策途上のみならず、河川対策完了後も、黒井川の水位が上昇した際には、合流する河川や農業用排水路の排水機能が低下することから、短時間の降雨量が多い時には河川沿いの低地等で内水氾濫、場合によっては黒井川からの溢水が懸念される。

8-1-2 流域対策の進め方

流域対策は、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透する機能を強化することにより、流出量のピークを平滑化させるものである。内水被害軽減のため、ひいては河川や下水道への流出抑制として、一つひとつの効果は限定的であるが、薄く広く取り組むことで、一定の効果が期待できる。

学校をはじめとする公共施設等での流域対策を、県と市が先導的に進めることにより、理解が県民に浸透するよう努める。

また、ため池や水田については、水路や小河川への流出抑制対策に活用することで、直下の住宅の浸水の回避や被害軽減が期待される。その他、各戸貯留(雨水貯留タンク)、民間企業による駐車場の透水性舗装・地下貯留等についても、広域的に取り組むことにより雨水の流出抑制効果が期待される。

一方で地域の営農形態、施設の利用状況や維持管理状況など、勘案すべき個々の事情があることに留意する必要がある。このため、効果的な取り組みが可能な施設等の抽出や、関係者への効果の説明、先進事例の紹介など、地域とともに検討・協議しながら理解を得て、取組を展開していく。これらの雨水貯留の取組を広げるため、必要なインセンティブ等の施策検討を行う。

8-1-3 当面の流域対策

次頁表を参考に、前頁の平面図に示す公共施設等の中から実現可能性の高い箇所を選定し、平成 26 年度以降できるだけ早期に雨水貯留浸透施設を整備する。(県・市)

ため池や水田での雨水貯留は、前述の進め方により、地域の理解を得ながら進めていく。(当面は県・市が地域に働きかけ) その際は、地区内における上下流の相互理解、生産者と流通事業者・生産者と消費者の関係性の醸成にも配慮しながら、県・市が対策の実現に向けて地区に働きかけながら、地域の実情に応じた効果的な施策選択や施策配置を検討する。

なお、本計画策定後まもなく、平成 26 年 8 月豪雨により、当該地域及び周辺地域は、土砂災害や浸水被害など甚大な災害に見舞われた。このため、このたびの災害を踏まえ、被災地の災害復旧や災害に強い森づくりなどの取組を優先してきたところである。流域対策については、森林での取組も含め、今後も他流域での取組の事例紹介なども行いながら、関係者の理解と協力のもとで地域の実情に応じた雨水貯留浸透機能の整備や、ため池や水田での雨水貯留などの取組を推進していく。

参考（期待される流域対策例）

区分・対象		施策の内容	実施主体	当面の対策
雨水貯留 浸透機能	校庭、公園、駐 車場その他の広 い土地を利用し た施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四方に雨水を貯留するための壁 を設置 ・ 雨水を浸透させる舗装の施工 等 	土地・建 物等の所 有者等	県及び市が率 先実施し先導
	住宅、店舗その 他の小規模な建 物又は工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易な雨水貯水槽の設置 ・ 敷地、地下に雨水を貯留する設 備を設置 ・ 雨水を浸透させる樹の設置 等 	土地・建 物等の所 有者等	建築行為、開 発行為に際し て県及び市が 啓発・指導
	水田、ため池そ の他の雨水貯留 浸透機能を現に 有する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田に堰板を設置、池底の掘削 等により、雨水貯留浸透機能を 高めるとともに、その機能を維 持 	土地・建 物等の所 有者等	県及び市が具 体的な地区で 普及啓発
雨水貯留 容量の確 保	ため池その他雨 水を貯留し、利 用する目的で設 置された施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農等の水利用に支障のない範 囲であらかじめ、貯水量を減ら しておく等によって、大雨に伴 う雨水を貯留する容量を確保 	貯水施設 の管理者	県・市による 事前放流の取 組みに関する 啓発
森林の整 備及び保 全	森林など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が持つ、県土保全の機能を 確保（水源かん養機能、土砂流 出防止機能など公益的機能を維 持） 	森林の所 有者等	県は市と連携 して、間伐の 支援、土砂流 出防止施設等 の森林の整 備・保全施策 を実施

8-2 減災対策モデル地区での取組

8-2-1 モデル地区の概要

(1) 西紀北地区

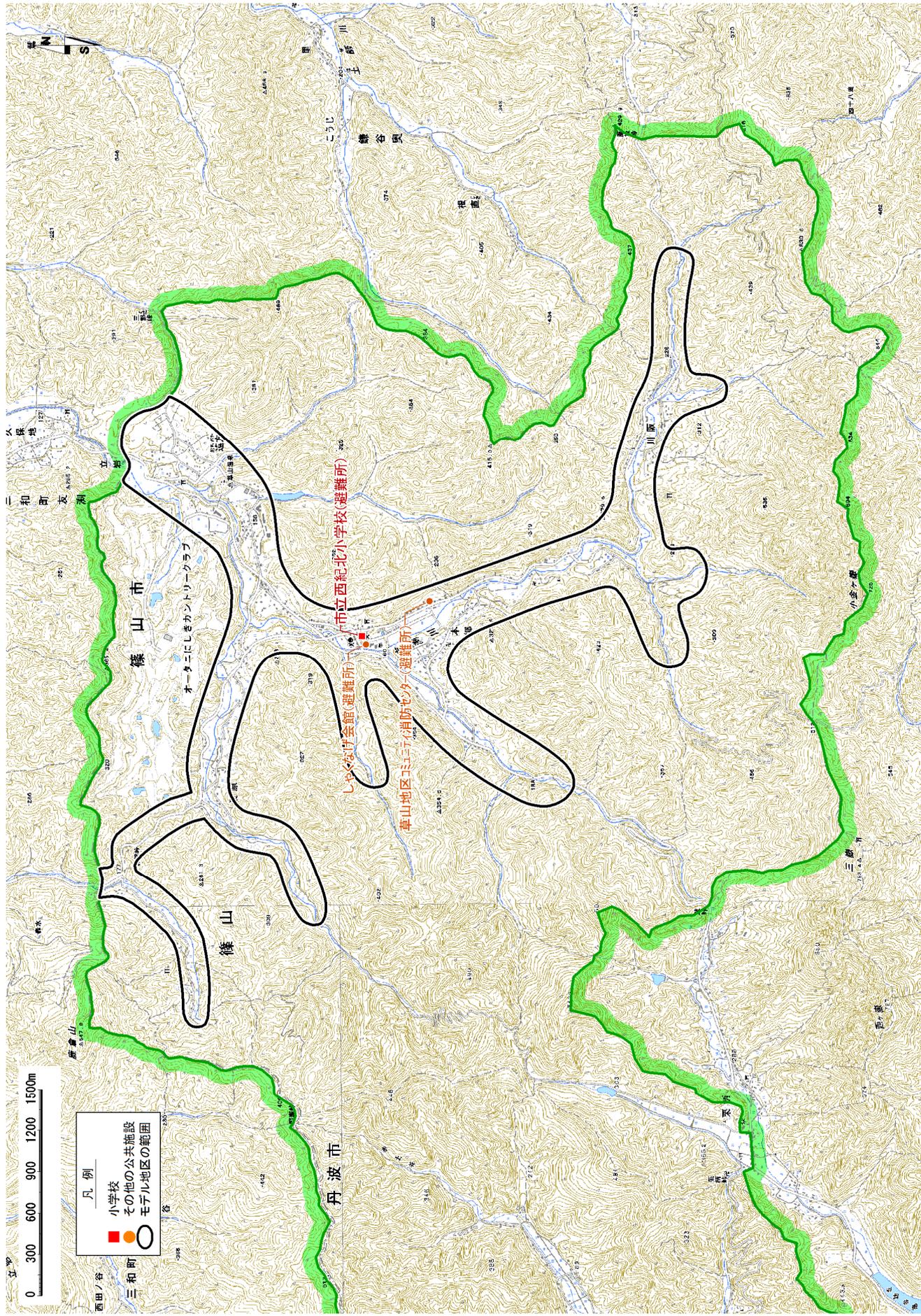
西紀北地区は、旧西紀町の北部にあたり、しゃくなげ会館（篠山市役所西紀分室）や草山地区コミュニティ消防センター等の公共施設がある。

友淵川及びその支川、岬ヶ鼻川沿いは丹波地域でよく見られる段丘地形であり、平地部は水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。

友淵川の府境付近や岬ヶ鼻川では、両岸とも平地部には水田が広がり、水田の中に住宅が点在し、左岸側の山地にはゴルフ場がある。また、友淵川と宮立川合流点付近より上流は、西紀北地区の中心市街地で、住宅、店舗、公共施設などが比較的密集し、西紀北地区の避難所も所在している。

浸水想定区域が中心市街地などに点在していることから、安全な避難所及び避難路の確保、県民の迅速かつ的確な避難誘導が重要であるため、洪水時に県民が適切に避難できるような環境を整え、平常時から県民が水害リスクを認識することが重要である。

西紀北地区では大規模な土砂災害防災訓練を平成25年6月に自治会や市、自衛隊、警察、消防など関係機関が連携し、地区全体で住民避難訓練や救助訓練、防災学習会を行った。また、当該地区は自治会毎の防災マップ作成が完了しており、今後は作成したマップを避難訓練等に使用するなど、活用方策についても検討していく必要がある。



西紀北地区 モデル地区の範囲

8-2-2 減災対策の進め方

減災対策は、河川下水道整備や流域対策などできる限りの対策を実施しても行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考えのもと、県及び市、県民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。

県や市は、浸水実績や想定される区域の周知、防災情報の伝達を防災行政無線などを活用し気象情報・避難勧告等の情報を迅速かつ正確に伝達するなど、積極的な情報発信を行う。また、県民が浸水被害対策の重要性等を認識できる機会を提供するため、防災リーダー講座への参加の啓発や出前講座の実施、浸水による被害の軽減のための体制の整備として、災害時要援護者の把握・支援体制の整備や水防体制の強化を行う。その他、浸水被害からの早期の生活の再建として、フェニックス共済の加入促進などを行う。

県民は、行政の発信する情報などの把握に努め、平常時から水害リスクを認識することで自らの安全を確保することができ、洪水時の適切な避難や洪水被害を小さくすることができる。

8-2-3 当面の減災対策

現在実施されている、減災対策を継続することで住民の意識啓発を推進する。また、「篠山市地域防災計画（平成 25 年 3 月修正）」に記載されている減災にかかる各施策を着実に推進していくとともに、充実を図れるように検討する。

なお、篠山市では市内全域で順番に地域を変え、毎年大規模な防災訓練を実施しており、西紀北地区では平成 25 年度に実施した。当地域では、本計画策定後も地域が主体となった防災訓練の実施や、防災マップづくり等を通じて避難時の留意点を話し合うなど、地域の防災活動に取り組んでいる。

改定履歴

改定月	主な改定内容
計画策定：平成 26 年 3 月	
第 1 回改定：平成 30 年 3 月	<p>中間見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一) 由良川水系 竹田川圏域河川整備計画の変更に伴う修正 ・ 各種データ更新 ・ 水防法の改正(平成 27 年 7 月、平成 29 年 6 月)及び水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みの追加 等

付 属 資 料

1. 総合治水推進計画フォローアップシート